

船橋市放課後ルーム条例施行規則

○船橋市放課後ルーム条例施行規則

平成12年3月31日
規則第29号

船橋市放課後ルーム条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市放課後ルーム条例（平成11年船橋市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第2条 船橋市放課後ルーム（以下「ルーム」という。）の開所時間は、午後零時30分から午後7時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（平15規則136・一部改正）

(休所日)

第3条 ルームの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

(ルームの定員)

第4条 ルームの定員は、別表第1に定めるとおりとする。

(入所の期間)

第5条 入所の期間は、月の1日からその月の属する年度の3月31日までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(入所の申請)

第6条 児童をルームに入所させようとする保護者は、船橋市放課後ルーム入所申請書（第1号様式）に、昼間家庭において適切な監護を行うことができないことを証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（平30規則28・一部改正）

(入所可否の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、別表第2に定める審査基準に基づき、入所の可否を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により入所を許可するときは船橋市放課後ルーム入所許可通知書（第2号様式）により、入所を許可しないときは船橋市放課後ルーム入所不許可通知書（第3号様式）により当該申請をした者に通知する。

（平25規則41・一部改正）

(届出の義務)

第8条 保護者は、入所の許可を受けた児童（以下「入所児童」という。）を退所させるとき、又は入所申請事項に変更が生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(児童育成料の徴収)

第9条 児童育成料は、入所開始可能日の属する月分から徴収する。

- 2 保護者は、毎月末日（12月にあつては同月25日、月の途中で退所した場合にあつては退所した日）まで（市長が必要があると認める場合にあつては、別に定める日まで）に、その月分の児童育成料を納付しなければならない。

(令2規則80・一部改正)

(おやつを提供を受けない場合)

第10条 条例第6条ただし書の規定を適用する場合は、入所児童が月の1日から末日までの全ての日においておやつを提供を受けない場合とする。

(平30規則28・追加)

(児童育成料の減免)

第11条 条例第7条に規定する市長が特に必要があると認めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 入所児童の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の属する世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯であるとき。
- (2) 保護者が失職、疾病その他の事由により著しく生活が困難なとき。
- (3) 同一の世帯が2人以上の児童をルームに入所させているとき。
- (4) その他市長がこれらに準ずると認めるとき。

2 児童育成料の減免を受けようとする者は、船橋市放課後ルーム児童育成料減免申請書（第4号様式）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、その旨を船橋市放課後ルーム減免可否決定通知書（第5号様式）により、当該申請をした者に通知する。

4 前項の規定により減免の許可を受けた者が、その減免を受けるべき事由に変更があったときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(平26規則126・一部改正、平30規則28・旧第10条繰下・一部改正)

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平30規則28・旧第11条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(令2規則93・旧附則・一部改正)

(児童育成料の減免の特例)

2 令和2年度に限り、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延で市長がやむを得ないと認めるときは、第11条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(令2規則93・追加、令3規則49・一部改正)

3 令和3年度に限り、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の発生及びまん延で市長がやむを得ないと認めるときは、第11条第2項から第

4 項までの規定は、適用しない。

(令 3 規則49・追加、令 4 規則26・一部改正)

- 4 令和 4 年度に限り、新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延で市長がやむを得ないと認めるときは、第11条第 2 項から第 4 項までの規定は、適用しない。

(令 4 規則26・追加)

附 則 (平成12年 9 月29日規則第93号)

この規則は、平成12年10月 1 日から施行する。

附 則 (平成12年12月27日規則第103号)

この規則は、平成13年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成13年 3 月30日規則第27号)

この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成13年 9 月28日規則第60号)

この規則は、平成13年10月 1 日から施行する。

附 則 (平成14年 3 月29日規則第19号)

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成14年11月29日規則第64号)

この規則は、平成14年12月 1 日から施行する。

附 則 (平成15年 7 月24日規則第127号)

この規則は、平成15年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成15年11月14日規則第136号)

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成16年 3 月31日規則第66号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成16年 6 月30日規則第83号)

この規則は、平成16年 8 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 船橋市法典放課後ルームの項の改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成17年 3 月31日規則第22号)

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成17年 7 月29日規則第73号)

この規則は、平成17年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成17年10月31日規則第89号)

この規則は、平成17年11月 1 日から施行する。

附 則 (平成17年12月28日規則第98号)

この規則は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成18年 3 月31日規則第45号)

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成18年 9 月29日規則第77号)

この規則中別表第 1 峰台放課後ルームの項の改正規定は平成18年10月 1 日から、その他の改正規定は同年11月 1 日から施行する。

附 則 (平成19年 3 月30日規則第17号)

船橋市放課後ルーム条例施行規則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月11日規則第62号）

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成19年7月26日規則第69号）

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成19年10月30日規則第78号）

この規則中別表第1 薬円台南放課後ルームの項の改正規定は平成19年11月1日から、同表船橋市海神放課後ルームの項の改正規定は同年12月1日から施行する。

附 則（平成20年9月22日規則第84号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第9号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月30日規則第90号）

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日規則第93号）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第23号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月29日規則第94号）

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日規則第95号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年11月29日規則第84号）

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日規則第94号）

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第56号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第41号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第17号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月17日規則第126号）

この規則は、平成26年10月20日から施行する。ただし、第10条第1項第1号及び第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年11月17日規則第127号）

（施行期日）

- 1 この規則は、船橋市放課後ルーム条例の一部を改正する条例（平成26年船橋市条例第42号）の施行の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の船橋市放課後ルーム条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入所する児童の保護者に係る入所の可否について適用し、施行日前に入所する児童の保護者に係る入所の可否につ

いては、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の規則の規定による船橋市放課後ルームへの入所の可否の決定その他改正後の規則の施行に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成27年1月30日規則第3号)

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日規則第30号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規則第49号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月30日規則第67号)

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月31日規則第83号)

この規則中別表第1 船橋市若松放課後ルームの項の改正規定及び同表船橋市葛飾放課後ルームの項及び船橋市小栗原放課後ルームの項の改正規定（船橋市小栗原放課後ルームの項に係る部分に限る。）は平成29年11月1日から、同表船橋市葛飾放課後ルームの項及び船橋市小栗原放課後ルームの項の改正規定（船橋市葛飾放課後ルームの項に係る部分に限る。）は同年12月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第28号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第6条の改正規定及び第10条第3項の改正規定（「を受理した」を「があった」に改める部分に限る。） 公布の日
- (2) 別表第1の改正規定 平成30年4月1日
- (3) その他の改正規定 平成30年10月1日

附 則 (平成30年7月18日規則第76号)

この規則は、平成30年7月23日から施行する。

附 則 (平成30年9月28日規則第89号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年11月19日規則第107号)

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日規則第17号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月31日規則第8号)

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月27日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年5月11日規則第80号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年6月30日規則第93号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年10月30日規則第107号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第49号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

船橋市放課後ルーム条例施行規則

附 則（令和４年３月３０日規則第２６号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２７日規則第１０号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年８月２９日規則第６５号）

（施行期日）

- この規則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の船橋市放課後ルーム条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入所する児童の保護者に係る入所の可否について適用し、施行日前に入所する児童の保護者に係る入所の可否については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 改正後の規則の規定による船橋市放課後ルームへの入所の可否の決定その他改正後の規則の施行に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和７年３月２８日規則第２５号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和７年６月２７日規則第６７号）

この規則は、令和７年７月１日から施行する。

別表第１

（平１２規則９３・平１２規則１０３・平１３規則２７・平１３規則６０・平１４規則１９・平１４規則６４・平１５規則１２７・平１６規則８３・平１７規則２２・平１７規則７３・平１７規則８９・平１７規則９８・平１８規則４５・平１８規則７７・平１９規則１７・平１９規則６２・平１９規則６９・平１９規則７８・平２０規則８４・平２１規則９・平２１規則９０・平２１規則９３・平２２規則２３・平２２規則９４・平２２規則９５・平２３規則８４・平２３規則９４・平２４規則５６・平２５規則４１・平２６規則１７・平２６規則１２６・平２７規則３・平２８規則３０・平２９規則４９・平２９規則６７・平２９規則８３・平３０規則２８・平３０規則７６・平３０規則８９・平３０規則１０７・平３１規則１７・令元規則８・令２規則１０７・令３規則４９・令４規則２６・令６規則１０・令７規則２５・令７規則６７・一部改正）

名称	定員
船橋市船橋放課後ルーム	１００人
船橋市湊町放課後ルーム	８０人
船橋市南本町放課後ルーム	７６人
船橋市宮本放課後ルーム	１６４人
船橋市若松放課後ルーム	２０３人
船橋市峰台放課後ルーム	１４５人
船橋市市場放課後ルーム	１００人
船橋市海神放課後ルーム	１５６人
船橋市西海神放課後ルーム	１４７人
船橋市海神南放課後ルーム	９０人
船橋市葛飾放課後ルーム	２０５人
船橋市小栗原放課後ルーム	１８１人
船橋市八栄放課後ルーム	１２０人

船橋市放課後ルーム条例施行規則

船橋市夏見台放課後ルーム	133人
船橋市高根放課後ルーム	43人
船橋市高根東放課後ルーム	60人
船橋市金杉放課後ルーム	50人
船橋市三咲放課後ルーム	130人
船橋市二和放課後ルーム	66人
船橋市八木が谷放課後ルーム	80人
船橋市八木が谷北放課後ルーム	50人
船橋市咲が丘放課後ルーム	54人
船橋市金杉台放課後ルーム	40人
船橋市法典放課後ルーム	140人
船橋市丸山放課後ルーム	70人
船橋市法典東放課後ルーム	100人
船橋市法典西放課後ルーム	108人
船橋市塚田放課後ルーム	137人
船橋市行田東放課後ルーム	70人
船橋市行田西放課後ルーム	106人
船橋市前原放課後ルーム	115人
船橋市中野木放課後ルーム	169人
船橋市二宮放課後ルーム	90人
船橋市飯山満放課後ルーム	152人
船橋市飯山満南放課後ルーム	60人
船橋市芝山東放課後ルーム	60人
船橋市芝山西放課後ルーム	69人
船橋市七林放課後ルーム	97人
船橋市薬円台放課後ルーム	88人
船橋市薬円台南放課後ルーム	120人
船橋市田喜野井放課後ルーム	55人
船橋市三山放課後ルーム	72人
船橋市三山東放課後ルーム	50人
船橋市高根台第二放課後ルーム	78人
船橋市高根台第三放課後ルーム	109人
船橋市高郷放課後ルーム	72人
船橋市習志野台第一放課後ルーム	155人
船橋市習志野台第二放課後ルーム	100人
船橋市古和釜放課後ルーム	90人
船橋市坪井放課後ルーム	166人
船橋市大穴放課後ルーム	55人
船橋市大穴北放課後ルーム	79人
船橋市豊富放課後ルーム	40人
船橋市小室放課後ルーム	55人
船橋市塚田南放課後ルーム	209人

別表第2

船橋市放課後ルーム条例施行規則

(平26規則127・全改、令元規則43・令6規則65・一部改正)

項目	保護者等の状況等		点数		
疾病等	疾病又は障害	在宅	14		
		入院	20		
	出産	出産予定月の前後2月の期間の場合	16		
	介護	居宅内で介護をすることが常態である場合	9		
		病院等居宅外で介護をすることが常態である場合	11		
就労	月曜日から土曜日までの6日間において5日以上就労する場合	就労時間が4時間以上である場合	20		
		就労時間が4時間未満である場合	19		
		就労時間が3時間30分未満である場合	18		
		就労時間が3時間未満である場合	17		
		就労時間が2時間30分未満である場合	16		
		就労時間が2時間未満である場合	15		
		就労時間が1時間30分未満である場合	14		
	月曜日から土曜日までの6日間において4日就労する場合	就労時間が4時間以上である場合	18		
		就労時間が4時間未満である場合	17		
		就労時間が3時間30分未満である場合	16		
		就労時間が2時間30分未満である場合	15		
		就労時間が2時間未満である場合	14		
	月曜日から土曜日までの6日間において3日就労する場合	就労時間が1時間30分未満である場合	13		
		就労時間が4時間以上である場合	16		
		就労時間が4時間未満である場合	15		
	就学	高等学校、大学等への通学又は就労を目的とした技能訓練のための通学が常態となっている場合	月曜日から土曜日までの6日間において5日以上通学する場合	就労時間が3時間30分未満である場合	14
				就労時間が2時間30分未満である場合	13
				就労時間が2時間未満である場合	12
就労時間が1時間30分未満である場合				11	
就学時間が3時間30分以上である場合				17	
就学時間が3時間30分未満である場合				16	
月曜日から土曜日までの6日間において4日通学する場合		就学時間が3時間30分以上である場合	15		
		就学時間が3時間30分未満である場合	14		
		就学時間が2時間30分未満である場合	13		
		就学時間が2時間未満である場合	12		
		就学時間が1時間30分未満である場合	11		
月曜日から土曜日までの6日間において3日通学する場合	就学時間が3時間以上である場合	13			
	就学時間が3時間未満である場合	12			
	就学時間が2時間未満である場合	11			
その他	育児休業中である場合		8		
	児童の健全育成上必要があると市長が認めた場合		8		

備考

- 1 この表により審査する際、保護者が2人いる場合は、点数の低い方を基準とする。
- 2 この表中「就労時間」とは、午後2時から午後7時までの間において保護者等が就労している時間をいう。
- 3 この表中「就学時間」とは、午後2時から午後7時までの間において保護者等が就学している時間をいう。
- 4 次の表の左欄に掲げる内容の区分に応じ、同表の中欄に掲げる対象の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を加算する。ただし、育児休業中である場合又は児童の健全育成上必要があると市長が認めた場合には、加算しない。

内容	対象	点数
児童の学年	第1学年	9
	第2学年	7
	第3学年	5
	第4学年	3
	第5学年	1
児童の状況	心身に障害があり、支援の必要があると市長が認めた場合	4
世帯の状況	母子家庭又は父子家庭の場合	2
	離婚調停中又は単身赴任により、配偶者と別居している場合	1

船橋市放課後ルーム条例施行規則

第1号様式

船橋市放課後ルーム入所申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
申請者 氏 名
電話番号

_____放課後ルームに入所を希望するので、次のとおり申請します。
記

入 所 申 請 児 童 の 状 況	フリガナ				生年月日	年 月 日
	氏 名					
	住 所	(〒 —)			電話番号	()
	学 校 名	小学校			学年	年生
健康状況等						
保 護 者 の 状 況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先 の 名 称 等		
			年 月 日	通常の帰宅時間 時 分		
			年 月 日	通常の帰宅時間 時 分		
			年 月 日	通常の帰宅時間 時 分		
申 請 理 由						
お や つ の 提 供						
保 護 者 以 外 の 同 居 者 の 状 況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤務先の名称又は学校名		
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			

第2号様式

船橋市放課後ルーム入所許可通知書

年 月 日

様

船橋市長 印

申請のあった放課後ルームへの入所について、下記のとおり許可しましたので通知します。

記

決定年月日	
児童氏名	
児童生年月日（学年）	
放課後ルーム名	
保護者氏名	
児童育成料	
許可期間	

第3号様式

船橋市放課後ルーム入所不許可通知書

年 月 日

様

船橋市長 印

申請のあった放課後ルームへの入所について、下記の理由により入所できませんので通知します。

記

児童氏名	
放課後ルーム名	
申請日	
理由	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第4号様式

船橋市放課後ルーム児童育成料減免申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住所
氏名

放課後ルームの児童育成料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 児童氏名
- 2 放課後ルーム名
- 3 児童育成料
- 4 減免申請額
- 5 減免希望期間
- 6 理由

第5号様式

船橋市放課後ルーム減免可否決定通知書

年 月 日

様

船橋市長 図

申請のあった放課後ルーム児童育成料の減免について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

児童氏名	
放課後ルーム名	
申請日	

1 減免する。

児童育成料	
減免後の児童育成料	
減免期間	

2 減免しない。

理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第1号様式

(平16規則66・全改、平19規則17・平30規則28・一部改正)

第2号様式

(平26規則17・全改)

第3号様式

(平26規則17・全改、平28規則30・一部改正)

第4号様式

(平19規則17・一部改正)

第5号様式

(平26規則17・全改、平28規則30・一部改正)